

2023年9月吉日
公益社団法人宇都宮青年会議所
第57代理事長 落合 正樹

新たなまちづくりの価値観を発信する事業

屋台出店のお願い

謹啓 初秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、公益社団法人宇都宮青年会議所の諸事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当青年会議所では、11月例会として、日本の伝統文化である七五三を通して新しい価値創出を行うために「ずっと宮っこ七五三～小さな手形に広がる未来～」を開催いたします。

この事業を通じて、日本の古き良き文化を理解しつつ、時代に応じて適応していくべき価値とは何かを市民の皆様にご体験いただき、宇都宮市に新たな価値創出をしてまいります。

つきましては屋台の出店先を募集いたしますので、どうぞ趣旨をご理解の上ご協力いただきますよう、宜しく願いいたします。

謹白

記

日 時： 2023年11月12日（日） 10：00～16：00

場 所： 元栃木会館跡地（宇都宮市本町12番1号）

選定方法： 条件に該当する屋台を、5ブース募集します。

（応募が予定を越える場合には、審査の上、先着順とします。）

出店内容： 参加された子供たちの成長を、飲食業界からも応援をしている旨を認識していただきます。

条 件：

- ① 販売に供するテーブルや椅子について持参いただきます。
- ② 宇都宮市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、または暴力団関係業者 該当する場合は募集対象外になります。
- ③ 飲食物を販売するブースは、保健所食品催事届・消防署露店開設届の審査が通るブースに限ります。
- ④ 出店責任者は、店舗に必ず1本以上の規定に合った使用期限内の消火器を設置してください。なお、消火器は使用済、安全栓の脱落・固定がないかを事前に確認したうえで、使用可能なものを設置してください。
- ⑤ アルコールの取扱は禁止とさせていただきます。
- ⑥ 出店者の行為により、主催者を含む第三者に与えた損害については、出店者自身が賠償の責任を負っていただきます。
- ⑦ 飲食にかかわるゴミについては、出展店舗の責任でもって処分していただきます。
- ⑧ キッチンカーでの出店に限ります。

申込書：

- ① 社名または屋号、代表者名、連絡先
- ② 店舗住所、電話番号
- ③ 当日の取扱責任者、派遣人数
- ④ 店舗器具、燃料

申込方法：お申込みはFAXかメールでお願いいたします。

(FAX) 028-635-9883 (メール) info@utsunomiya-jc.or.jp

受付期間：8月24日(木)10:00～9月13日(水)16:00まで

お問合せ先：公益社団法人宇都宮青年会議所事務局(担当 将来価値創出委員会 委員長 阿久津 千秋)

(住所) 〒320-0836 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館内

(電話) 028-637-1006

(受付時間) 10:00～16:00 (平日)

以上

屋台出店 申込書

ふりがな			
氏名			
会社名・店舗名			
店舗住所連絡先			
店舗住所連絡先			
<input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 個人	TEL		
	携帯		
	FAX		
取扱責任者		派遣人数	
店舗危機		燃料	

(飲食物を販売する場合)

販売食品名	販売予定数	販売価格

* 必要事項をご記入のうえ FAXにてお申し込みください。

公益社団法人宇都宮青年会議所 事務局 FAX：028-635-9883

(注意事項)

- ① 宇都宮市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は密接関係者に該当する場合は募集対象外になります。
- ② キッチンカーでの出店に限ります。
- ③ 各店舗ゴミ箱は設置し、各店舗から出たごみは持ち帰りをお願いします。
- ④ 食べ残し排水については、必ず指定の場所をお願いします。
- ⑤ エリア内の出店位置や当日の運営に関し、主催者の指示に従ってください。
- ⑥ 出店者が主催者の指示に従わないことにより、若しくは、自らの健康状態・過失などの理由により、身体的・金銭的を含むあらゆる被害を受けたとしても、主催者側は責任を負いません。また、店舗による事故等が
- ⑦ 発生した場合も、各店舗の責任となります。
- ⑧ 火気等の取扱いに際しては、法令及び海上の使用規定を順守し、安全にご利用してください。
- ⑨ 食品等の販売に際しては、法令及び保健所の指導に基づき、衛生に十分注意してください。
- ⑩ 当日、主催者の判断により中止の場合、損害は一切受け付けません。

以上に同意し代表者直筆でお申し込みください。